

令和6年3月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年3月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

中園 正彦 委員

事務局の出席者は9名である。

事務局 おはようございます。
3月の総会の開催に当たり、報告いたします。
本日は、現農業委員数24名中23名の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 それでは、3月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から4ページ、9番までの9件です。
続きまして、西部地域、10番から7ページ、19番までの10件です。
8ページをお願いいたします。
使用貸借権設定、東部地域、20番、1件です。
以上、審議番号1番から20番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。
なお、本議案の審議番号4番及び14番は、新規就農案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当の委員より報告をお願いいたします。
それでは、報告申し上げます。

委員 審議番号4番の案件につきまして、2月2日に申請人の農業法人****株式会社の代表取締役である****氏と私と、****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、御報告いたします。
申請人の農業法人****株式会社は、令和5年9月に設立され、今回、代表の****氏が所有する田主丸町石垣の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。

営農計画は、ガーベラをハウスで栽培する計画となっております。

農作業従事者は、法人の役員である代表取締役と2人の取締役及び雇用した従業員が従事する予定です。

農業経験につきましては、代表取締役が10年、取締役がそれぞれ3年と10年の経験をお持ちです。また、取締役の1人は、これまで植木の貿易を営んだ経験もあり、経営や販売の知識も持たれております。

農機具につきましては、軽トラックを所有しております。

生産物については、東京都の大田花き市場等に出荷を予定しております。就農後の相談相手も大田花き市場の関係者とのことです。その他JAの部会にも関与し、助言を頂きたいとのことです。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、経営的な知識も有しており、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、2月28日の東部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、審議番号4番のヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 審議番号14番の案件につきまして、2月27日に申請人の****と私、と****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施しましたので報告いたします。

申請人の****氏は、現在、安武町住吉に住んでおり、安武町住吉と安武町武島の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。

申請人の年齢は49歳です。

営農計画書は、イチゴを高設栽培する計画となっております。

農作業従事者は、主に本人と妻、3人の子が従事する予定です。

農業経験については、八女市の玄農舎で1年、佐賀県白石町の岸川農園で1年の農業経験をお持ちとのことです。

就農後の相談相手は、同じく佐賀県白石町の岸川農園に行われるとのことです。

農機具については、軽トラックを所有しております。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、2月29日の西部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、審議番号14番のヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。
報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。
質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、田主丸町以真恵、田、1筆、272㎡。
申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものでありますので、不許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、田主丸町竹野、田、畑、3筆、計1,226㎡。
申請理由、申請地に農家住宅、農業用倉庫を建築及び農作業場として利用するものです。農地区分は第1種農地と第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会から報告をお願いします。

委員 東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

申請地は、川会小学校から西へ約700mのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタールの規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の水路及び溜柵を經由して、東側の水路へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して東側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、農家住宅、農業用倉庫を建築及び農作業場として利用するものです。

申請地は、竹野小学校から北へ約170mのところに位置します。

農地区分については、東側の道路に面した土地と、道路に面していない土地につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。西側の道路に面した土地につきましては、上下水道管が埋設された沿道の区域であって、500m以内に2つの教育施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び溜柵を經由して、申請地の中央付近にある水路及び東側の水路へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設予定の市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を

防ぐ計画になっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第2号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
それでは、続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から11ページ、5番までの5件です。
1番、申請地、太郎原町、田、2筆、計3,184㎡。
申請理由、申請地を借り受けて、牧草置場及び作業機械置場として利用するものです。農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、田主丸町田主丸、田、2筆、計214.60㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

3番、申請地、北野町十郎丸、畑、263㎡。

申請理由、申請地を取得して、進入路として利用するものです。第3号議案、審議番号4番と関連案件となっております。また、持分4分の1のみを所有権移転し、残りの4分の3は自己転用となりますので、農地法第4条による同時許可の案件となっております。

11ページをお願いいたします。

4番、申請地、北野町十郎丸、畑、731㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。第3号議案、審議番号3番と関連案件となっております。

5番、申請地、北野町仁王丸、田、6,496㎡のうち48.18㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、仮設道路として利用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

続きまして、西部地域、6番から12ページ、9番までの4件です。

6番、申請地、安武町安武本、田、389㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

7番、申請地、安武町安武本、田、403㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、安武町安武本、畑、488㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、分家住宅を建築するものです。

9番、申請地、宮ノ陣町若松、畑、2筆、計794㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場及び貸露天車両置場として利用するものです。

審議案件は以上となります。

なお、審議番号1番の案件につきましては、転用面積が3,000㎡を超えるものに該当しておりますので、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委員 東部審査会について報告します。

審議番号は1番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は、牧草置場及び作業機械置場として利用するものです。

申請地は、弓削小学校から南へ650mのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水、排水につきましては、北側の申請地については、自然流下で北側の水路へ排水、南側の申請地については、自然流下で南側の水路へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、北側の申請地については畦畔を設置して土砂の流出を防ぎ、南側の申請地については、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは4番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR田主丸駅から南東へ約550mのところに位置します。

農地区分については、JR田主丸駅から1km以内（宅地化率40%以上）の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水、排水につきましては、溜柵を経由して、南側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバー、5番です。

こちらにつきましては、第3号議案4番と関連案件となります。

転用目的は、進入路として利用するものです。

申請地は、西鉄古賀茶駅から南東へ約270mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水、排水につきましては、自然流下及び溜桝を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは6番です。

こちらにつきましては、第3号議案3番と関連案件になります。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から南東へ約270mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。

雨水、排水につきましては、自然流下で東側の水路及び溜桝を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、一時転用、仮設道路として利用するものです。

申請者の業種は建設業です。

一時転用期間は、令和6年3月15日から令和7年9月30日の予定です。

申請地は、北野中学校から北東へ約390mのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水、排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水、生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、板柵を設置して、土砂の流出を防ぐ計画になっています。

これら全ての申請案件につきましては、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上の5件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員 それでは、西部審査会について報告します。

審議番号6番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から南東へ約480mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された沿道の区域であって、500m以内に保育園と歯科医院がある農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水、排水につきましては、溜枳を經由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、東側道路に埋設されている市下水道管へ接続して排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から南東へ約480mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水、排水につきましては、溜枳を經由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、北側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から東へ約670mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された沿道の区域であって、500m以内に保育園と幼稚園がある農地ですので第3種農地と判断しております。

雨水、排水につきましては、溜枳を經由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、東側道路に埋設されている市下水道管へ接続して排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、貸露天資材置場及び貸露天車両置場として利用するものです。

なお、譲受人は土木工事業を行う建設会社の代表を務めております。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から北西へ約280mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね300m以内に鉄道の駅がある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水、排水につきましては、自然流下で北側の水路に排水されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、既設の石積み及び法面施工にて、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了しまして、採決をいたします。

第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。

なお、審議番号1番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取をいたします。

続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 13ページをお願いいたします。
第4号議案、非農地証明について。
非農地証明願が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、田主丸町船越、畑、308㎡、現況、宅地。
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。
地図ナンバーは12番です。
続きまして、西部地域、2番、1件です。
2番、申請地、荒木町下荒木、畑、265㎡、現況、宅地。
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。
地図ナンバーは13番です。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまより採決をいたします。
第4号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
それでは、続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受
等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。

第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番から4番までの4件です。

1番、申請人、荒木町荒木、****、経営面積、17万8,392㎡。

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、田主丸町以真恵、****、経営面積、4万8,056㎡。

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3番、申請人、三潞町玉満、****、経営面積、1万4,406㎡。

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

4番、申請人、三潞町玉満、****、経営面積、64万3,745㎡。

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。どうぞ。

委 員 3番の申請人につきましては、農作業をしておられるところを見たことがありません。土地改良区の私たちがみんなでする溝さらいとか、溝掃除、そういうものに一切出られたことがない。そういう人がこの候補者名簿に載ることは腹立たしいと思うので、一応皆さんにご報告しました。

委 員 この方は、あっせんで購入しても、耕作せずに貸して耕作してもらおうということであれば、あっせん事業の趣旨に適するのでしょうか。農業専従者1人とありますが、この1人とは誰になるのでしょうか。

事 務 局 この方は、独り世帯で後継者はいないと聞いております。
農作業を単独では行わないという話は聞いておりますが、他の土地を貸している大

規模農家の方と一緒に農作業をされるものと認識しております。ただ、ここまでのお話を伺うと、少し疑いも出てきますが。

委員 事務局としては、承諾しているのですか。

事務局 事務局のほうでは事務的には受付を完了しています。名簿登載を認めるかどうかについては、総会での議決結果によります。

議長 分かりました。今後のこともありますので、可決するかについては皆さまよくお考えいただいております。

委員 この方ご本人は、私は知らないのですが、今回この方があっせん事業を利用する目的は何でしょうか。

事務局 売主については、800万円の控除が発生します。今回の買主につきましても不動産取得税の減免措置があります。売主の方の事情は把握しておりませんが、手放したいということで、今回の申請人にご相談されたのかと思われます。

議長 他にこの件に関しまして何かございますか。

委員 あっせん事業を利用して農地を購入した場合、次にその土地を売却するまでの期間の制限はありますか。

事務局 あっせん事業で購入した場合は、福岡県農業振興推進機構の方で、相当な事情がない限りは5年間は耕作するという義務を課しています。参考までに農地法第3条の許可の場合は、1年間は耕作するようにお願いしています。

委員 農機については確認しているのですか。

事務局 リースをされるということで確認しております。

委員 今回取得する農地は貸すということですか。

- 事務局 自作するとのことでの取得になります。
- 委員 基準に適合しているかどうかだけが論点と思われます。懸念はあっても、法令上適合するのであれば否決はできない。
- 事務局 受付時点では、面積要件は満たしております。委員の皆様のご懸念は自作せずに貸し付けることにあるかと思われますが、自作するとの認識のもとで受付をしております。
- 委員 リースというのは、事務局が聞き取った話か、推測の話しか。
- 事務局 聞き取った話です。
- 委員 貸す目的でこの事業を利用すると本人が言うはずがないから、これまでの本人の経過から判断する必要があると思われる。これまでの経過は確認されていますか。
- 事務局 所有地が5万2,000㎡ほど。そのうち3万8,000㎡ほどは大規模農家さんに貸し付けて耕作してもらっています。1万4,000㎡ほどが自作地となっています。今こういう疑義が上がっていますので、今後、取得された農地が適正に使われているか確認をしていくところは判断の基準になろうかと思われます。
- 委員 本当に自作されているのですか。
- 事務局 本人の申し出は自作となっています。今の議論の内容から鑑みれば疑義が生じております。
- 委員 問題があるとすれば、この議案を一括して採決するのは難しいのではないですか。
- 議長 審議番号3番だけ別に審議するのは可能ですか。
- 事務局 可能です。

議 長 それでは、まず、審議番号3番を除く第5号議案について採決をいたします。
審議番号3番を除く第5号議案に賛成の方は挙手願います。

全 員 挙 手

議 長 審議番号3番を除く第5号議案は全員挙手により可決されました。
審議番号3番については継続して審議されますか。

委 員 継続して審議しても、状況が変わるとは思われませんが。

委 員 採決の棄権は可能ですか。

事 務 局 可能です。

議 長 それでは、第5号議案の審議番号3番について採決いたします。
第5号議案の審議番号3番に賛成の方は挙手を願います。

2 人 挙 手

議 長 それでは、第5号議案の審議番号3番に反対の方は挙手を願います。

13 人 挙 手

議 長 ありがとうございます。第5号議案の審議番号3番については、反対多数により否決されました。

これで、5号議案を終了いたしたいと思います。長い間、ありがとうございました。
続きまして、第6号議案でございます。久留米市農用地利用集積等促進計画の決定
についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から16ページの6番までの6件です。

1番、所在地、荒木町荒木、田、4筆、計8,281㎡。推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、荒木町荒木、田、2筆、計4,491㎡。推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、大橋町合楽及び田主丸町牧、田、4筆、計7,940㎡。推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、申請人は、市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業において、面積の基準の特例として、権利を取得させるべき者が新規就農者である場合とあり、申請人は、その特例に該当していると判断しております。

4番、所在地、善導寺町木塚、田、3,090㎡。推進機構への売渡しとなります。

16ページをお願いいたします。

5番、所在地、藤山町、田、3筆、計2,452㎡。推進機構への売渡しとなります。

6番、所在地、安武町安武本、田、1,707㎡。推進機構からの買入れとなります。

第2区、7番から17ページの9番までの3件です。

7番、所在地、田主丸町朝森及び田主丸町志塚島、田、3筆、計2,345㎡。推進機構からの買入れとなります。

8番、所在地、田主丸町以真恵、田、3筆、計9,289㎡。推進機構への売渡しとなります。

17ページをお願いいたします。

9番、所在地、田主丸町地徳、田、8筆、計2,881㎡。推進機構への売渡しとなります。

第3区、10番から13番までの4件です。

10番、所在地、北野町乙吉、田、4,064㎡。推進機構からの買入れとなります。

11番、所在地、北野町乙吉及び北野町金島、田、3筆、計5,679㎡。推進機構からの買入れとなります。

12番、所在地、北野町金島、田、3,223㎡。推進機構への売渡しとなります。

13番、所在地、北野町中川及び北野町八重亀、田、2筆、計4,060㎡。推進機構へ

の売渡しとなります。

18ページをお願いいたします。

第4区、14番の1件です。

14番、所在地、城島町江上及び城島町江上本、田、3筆、計1万1,555㎡。推進機構からの買入れとなります。

第5区、15番から19ページの19番までの5件です。

15番、所在地、三漕町田川、田、4筆、計5,808㎡。推進機構からの買入れとなります。

16番、所在地、三漕町田川、田、4,689㎡。推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人****の構成員である申請人が取得し、当法人に貸し付けるものです。

17番、所在地、三漕町玉満、田、3筆、計4,951㎡。推進機構への売渡しとなります。

19ページをお願いいたします。

18番、所在地、三漕町玉満、田、1,006㎡。推進機構からの買入れとなります。

19番、所在地、三漕町原田、田、3筆、計1万460㎡、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から19番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

委 員 19ページの19番の1万460㎡が先ほどの****氏が買い受ける予定の所ですが、農地でございますので、取扱いについてお願いいたします。

事 務 局 第5号議案で、議案番号の3番の****さんにつきましては、本日出席の23名中13名の方が反対ということですので、一応、否決されたということになります。第6号議案の19番の農地、最後の19番の農地、****さんの農地を****さんが買う予定の農地ということになっておりますので、****さんが名簿登載され

ないということになりますと、今回外さざるを得ないのかなというふうに。
本来、農地売買の事業というのは、中間管理機構が買って、その後、中間管理機構
が買い手を探すというのが、基本的なルールです。ところが、中間管理機構は塩漬
けの土地を持っても耕作できないので、必ず、売買予定者が出てくる、買う人があ
る場合だけで受け付けてくれというふうにルールで、推進機構のほうではされてい
るので。今回、****さんが否決されれば、当然、この予定農地を推進機構は買
えない。ほかの方が出てくればいいんですけども。ということですので、19番につ
いては保留という。

議 長 これは、保留していたほうがいいですね。

事 務 局 ****さんが否決されたことも本人に伝えて、その辺の売主さんとの関係もちよ
っとまた事務局のほうで整理させていただきますので。

議 長 それでは、第6号議案の審議番号19番を除く議案について、賛成の方は挙手を願
います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、19番を除く第6号議案は可決されました。
よって、久留米市長宛てへ通知をいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消願について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、何か質疑がございましたら挙手を願いま
す。報告事項につきまして、報告第1号から報告第4号まで質疑ございませんでし
ょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、報告事項を終わります。
次に、お諮りいたします。今総会におきまして、議決された案件で、条項、字句、
数字その他の整理を必要とするものにつきましては、その処理を議長に委任されたい
と思います。御異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整
理は議長に委任することに決定をいたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10
条第2項の規定により、9番、清水邦宏委員、22番、保坂泰生委員をお願いをいた
します。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。